

令和 7 年度久留米市国民健康保険生活習慣病重症化予防業務委託仕様書

1 目的

本業務は、久留米市国民健康保険の被保険者に対して生活習慣病予防のための業務を実施することにより、被保険者の健康の保持、増進、QOL の維持を図り、あわせて医療費の適正化を図ることを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 履行場所

受託者作業場所

4 業務内容

受託者は、以下の（１）から（３）の業務を実施すること。業務内容の詳細については、別添を参照すること。

- （１）糖尿病治療中断者への受診勧奨（別添 1）
- （２）糖尿病・高血圧・脂質異常症未受診者への受診勧奨（別添 2）
- （３）早期介入保健指導（別添 3）

5 受診勧奨の手法

文書および電話にて勧奨する。電話の場合、曜日・時間帯を変え、3 回不通の場合は、対応終了とする。詳細については、別添を参照すること。

6 保健指導の内容

- （１）保健指導従事者の要件は管理栄養士、保健師等で特定保健指導従事資格に準ずる者とする。
- （２）保健指導は対象者本人に対して行う。
- （３）保健指導に必要な書類については、発注者で使用している様式または他市や先進地の事例を参考に、対象者の行動変容につながるものを選定し、発注者と協議のうえ、作成・使用する。
- （４）発注者が実施するその他の保健事業についても情報提供を行い、事業間の十分な連携を図り対象者の健康づくりを支援する。
- （５）対象疾患だけでなく、その他のリスク、既往歴等についても総合的なアセスメントを行い、各学会のガイドラインに基づきアプローチする。
- （６）生活習慣病予防に関する情報提供及び保健指導において、対応が困難な場合等は、発注者と連携する。

7 データ伝送

発注者は、レセプトデータや特定健診データなど業務履行に必要なデータを受注者に提供するものとする。提供データの詳細については別添を参照すること。

また、データ伝送については、個人情報の取扱いの観点から LGWAN 回線もしくは閉域網

回線のみ利用可とし、必要な回線については受注者で準備すること。

8 個人情報の保護について

- (1) 受託者は本業務に関して知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。
また、本業務の終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、個人情報を市の指示する目的以外に使用してはならない。また、
本業務により知り得た内容を第三者に提供してはならない。
- (3) 受託者は、本業務を実施するため個人情報を複写する場合は、市の許可なく
複写してはならない。市の許可を受けて複写したときは、本業務終了後に受託者に返
却しなくてはならない。

9 その他

- (1) 本業務を実施するにあたり、この仕様書に定めていない事項についての検討が必要
な場合は、随時、市と相談のうえ決定し、本業務の実施に支障が出ないようにすること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
(平成25年法律第65号)を遵守するとともに、市の取扱いに準じて、障害者に対す
る合理的配慮の提供をしなければならない。

糖尿病治療中断者への受診勧奨

1 対象者

- (1) 令和6年度に糖尿病の治療を受けていたが、令和6年度に久留米市国民健康保険特定健診を受診しておらず、直近一定期間の受診歴がない者。

2 業務内容及び実施方法

(1) 対象者の抽出

受注者は、発注者が提供するレセプトや特定健診データ等を用いて分析し、糖尿病が重症化するリスクの高い対象者を抽出する。

- ① 治療中の行動パターン（例：毎月受診している、2～3ヶ月間隔での受診等）を分析したうえで、その結果をもとに治療中断していると判定される者を対象者として選定する。
- ② 治療中断者を判定する方法は、医療費分析技術等を用いて、医薬品・検査などの診療行為の有無まで精査して判定すること。
- ③ 対象者として適切でない患者（精神疾患や難病、がん患者等）については、受注者にて予め除外するものとする。

(2) 対象者の確定

受注者は、(1)で抽出した対象者について、優先順位の高い対象者の判定が可能なリストを作成し、発注者へ提出する。

受注者は、発注者が追加で対象除外等の調整を求める事項に対応し、発注者と受注者で協議のうえ、対象者リストを確定させる。

(3) 受診勧奨業務

① 受診勧奨通知の作成

受注者は、医療機関の適切な受診を促す訴求力の高い受診勧奨通知案を作成のうえ、発注者へ提出するものとし、発注者と受注者で協議のうえ、通知内容を確定する。

なお、糖尿病のレセプトはあるが、HbA1cの検査歴がなく、糖尿病と診断されたことはない対象者が一定数いることが想定されるため、レセプトの薬剤処方履歴により、受注者は、以下のとおり2種類の受診勧奨通知案を作成すること。

ア 薬剤処方履歴あり：医療受診勧奨を主な目的とした通知物

イ 薬剤処方履歴なし（定期受診または検査履歴がある方）：医療または特定健診受診勧奨を主な目的とした通知物

また、受診勧奨通知とあわせて、医療機関受診等の意向を確認するアンケート調査を実施するため、当該アンケート調査様式について、発注者と受注者で協議のうえ、内容を確定する。

② 受診勧奨通知の送付

受診者は、①で確定した内容に基づき、受診勧奨対象者に対して郵送により受診勧奨通知等を送付する。なお、封入用封筒については、受注者が作成し、発注者が承認したものを使用するものとする。また、郵送にかかる費用については、受注者

が負担するものとする。

受診勧奨通知の送付における同送物は以下のとおりとする。

ア) 受診勧奨通知（受注者作成）

イ) アンケート（受注者作成）

ウ) 返信用封筒（発注者が準備し、受注者に提供）

③ 受診勧奨実施回数等

受診勧奨通知の送付は、令和7年7月と10月の2回実施とする。

(4) アンケート調査結果の集計

発注者は、回収したアンケート回答用紙を受注者に提供し、受注者は回答結果の集計を行い、発注者に結果を報告するものとする。

また、アンケート回答の結果、受診勧奨通知の対象外とすべき者については、発注者と受注者で協議のうえ、勧奨通知対象外とする。

(5) 効果測定

受注者は、受診勧奨の結果、医療受診や特定健診受診につながった対象者について、発注者が提供するレセプトデータ等から判定し効果測定を行うこと。

効果測定後の実績報告内容及び報告様式等については、発注者と受注者で協議のうえ、決定するものとする。

なお、本事業における評価指標及び業務評価については以下のとおりとするため、受注者においては、目標達成に向けて発注者と連携のうえ、業務実施に努めること。

ア) アウトプット

・医療受診勧奨率：100%（受診勧奨実施人数／受診勧奨対象者数）

イ) アウトカム

・医療機関受診率：21%（医療機関受診者数／受診勧奨対象者数）

・医療機関または特定健診受診率：29%（医療機関または特定健診受診者数／受診勧奨対象者数）

3 業務スケジュール等

以下の想定スケジュールを原則とし、詳細については発注者と受注者で協議のうえ、決定するものとする。

時 期		内 容
6 月	初旬	・令和6年度分特定健診データ及びレセプトデータ等の提供（発注者→受注者）
	下旬	・令和7年度受診勧奨対象者リストの作成（受注者）
7 月	初旬～ 中旬	・第1回目受診勧奨通知対象者リストの確定（発注者・受注者協議） ・受診勧奨通知文書作成（受注者）
	下旬	・第1回目受診勧奨通知発送（受注者）
11 月	初旬	・令和7年度4月～9月特定健診データ及びレセプトデータ等の提供（発注者→受注者）
	中旬	・第2回目受診勧奨通知対象者リストの確定（発注者・受注者協議）
	下旬	・第2回目受診勧奨通知発送（受注者）
3 月	初旬	・令和7年度10月～1月特定健診データ及びレセプトデータ等の提供（発注者→受注者）
	中旬	・評価、実績報告

4 委託予定件数

受診勧奨対象者の上限は以下のとおり予定する。

あくまで予定件数のため、件数の増減があった場合には、発注者の指示に従い指定された件数を実施すること。

- ・糖尿病治療中断者受診勧奨通知 延800件

5 提供データ

(1) レセプトデータ

医科・調剤のレセ電コード情報ファイル CSV データで、厚生労働省の「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に規定するフォーマット仕様に則つたものとし、次のファイルを提供する。

- ・医科・・・「21_RECODEIFO_MED.CSV」
- ・D P C・・・「22_RECODEIFO_MED.CSV」
- ・調剤・・・「24_RECODEIFO_MED.CSV」

(2) 特定健診データ

- ・特定健診受診者 CSV ファイル・・・「FKAC131」
- ・特定健診結果等情報作成抽出（健診結果情報）ファイル・・・「FKAC163」
- ・特定健診結果等情報作成抽出（その他の結果情報）ファイル・・・「FKAC164」

(3) 被保険者データ

原則として以下のデータ項目が含まれたファイル（CSV）を提供する。項目内容の詳細については、発注者と受注者で協議のうえ、決定する。

- ・氏名、氏名カナ、性別、生年月日（西暦）、保険者コード、記号、番号、資格取得年月日、資格喪失年月日、郵便番号、住所、宛名番号、枝番

(4) 外字フォントファイル

- ・「EUDC.tte」

糖尿病・高血圧・脂質異常症未受診者への受診勧奨

1 対象者

(1) 令和7年度特定健診結果において、以下の①～③のいずれかに該当する者

- ① 空腹時血糖 200mg/dl 未満かつ HbA1c7.0%～7.9%で以下の全てに該当する者
 - ・尿蛋白-または±
 - ・血糖降下薬の服用「なし」（特定健診の質問票から把握）
- ② III度高血圧（収縮期血圧が 180mmHg または拡張期血圧が 110mmHg 以上）の者
- ③ LDL コレステロールが 180mg/dl 以上かつ以下のいずれかに該当する者
 - ・高血糖：空腹時血糖 126mg/dl、随時血糖値 160mg/dl、HbA1c6.5%以上
 - ・高血圧：収縮期血圧 140mmHg 以上または拡張期血圧 90mmHg 以上
 - ・低 HDL：HDL コレステロール値 40mg/dl 未満
 - ・特定健康診査の質問票で喫煙ありと回答

2 業務内容及び実施方法

(1) 対象者の抽出

受注者は、発注者が提供するレセプトや特定健診データ等を用いて分析し、生活習慣病が重症化するリスクの高い対象者を抽出する。ただし、令和7年6月受診勧奨対象者については、発注者でリストを確定し、受注者に提供するものとする。

- ① 「1 対象者」に定める発注者が指定する基準の該当者で、レセプトデータにおいて対象疾患に関連する医療機関受診がない者を対象者として選定する。
- ② 対象者として適切でない患者（精神疾患や難病、がん患者等）については、受注者にて予め除外するものとする。

(2) 対象者の確定

受注者は、(1)で抽出した対象者について、優先順位の高い対象者の判定が可能なリストを作成し、発注者へ提出する。

受注者は、発注者が追加で対象除外等の調整を求める事項に対応し、発注者と受注者で協議のうえ、対象者リストを確定させる。

(3) 受診勧奨業務

① 受診勧奨通知等の作成

受注者は、医療機関の適切な受診を促す訴求力の高い受診勧奨通知案を作成のうえ、発注者へ提出するものとし、発注者と受注者で協議のうえ、通知内容を確定する。

また、受診勧奨通知とあわせて、医療機関受診等の意向を確認するアンケート調査を実施するため、当該アンケート調査様式について、発注者と受注者で協議のうえ、内容を確定する。

② 受診勧奨通知等の送付

受診者は、①で確定した内容に基づき、受診勧奨対象者に対して郵送により受診勧奨通知等を送付する。なお、封入用封筒については、受注者が作成し、発注者が承認したものを使用するものとする。また、郵送にかかる費用については、受注者が負担するものとする。

受診勧奨通知の送付における同送物は以下のとおりとする。

ア) 受診勧奨通知（受注者作成）

イ) アンケート（受注者作成）

ウ) 返信用封筒（発注者が準備し、受注者に提供）

③ アンケート調査結果に基づく簡易保健指導

発注者は回収したアンケート回答用紙について、受注者に提供する。受注者はアンケート調査結果を集計し、結果に基づき、対象者に応じた必要な保健指導並びに受診勧奨を電話にて実施する。

なお、保健指導並びに受診勧奨については、保健師・看護師等専門職が行うものとする。

④ 受診勧奨実施回数等

受診勧奨通知の送付は、令和7年7月～令和8年2月まで毎月実施する。

受診勧奨対象者について、勧奨後2か月分のレセプトデータで医療受診状況を確認した結果、未受診である場合は、再勧奨を行う。

電話番号判明者に対しては、電話による再勧奨を行うものとし、同一人に対して最大3回まで架電を行うこと。電話番号不明者に対しては、文書による勧奨を再度行うものとする。なお、電話番号情報については、発注者から受注者に提供する。

(4) 効果測定

受注者は、受診勧奨の結果、医療機関受診につながった対象者について、発注者が提供するレセプトデータ等から判定し効果測定を行うこと。

効果測定後の実績報告内容及び報告様式等については、発注者と受注者で協議のうえ、決定するものとする。

なお、本事業における評価指標及び業務評価については以下のとおりとするため、受注者においては、目標達成に向けて発注者と連携のうえ、業務実施に努めること。

ア) アウトプット

・医療受診勧奨率：100%（受診勧奨実施人数／受診勧奨対象者数）

イ) アウトカム

・医療機関受診率：40%（医療機関受診者数／受診勧奨対象者数）

3 業務スケジュール等

以下の想定スケジュールを原則とし、詳細については発注者と受注者で協議のうえ、決定するものとする。

時 期		内 容
6 月	初旬	・第1回目勧奨通知対象者リスト提供（発注者→受注者）
7 月	初旬	・令和7年度4月・5月特定健診データ及びレセプトデータ提供（発注者→受注者）
	中旬	・受診勧奨通知文書確定（受注者）
	下旬	・第1回目受診勧奨通知発送（受注者）
8 月	初旬	・令和7年度6月特定健診データ及びレセプトデータ提供（発注者→受注者）
	中旬	・第2回目受診勧奨通知対象者リストの作成・確定（発注者・受注者協議）
	下旬	・第2回目受診勧奨通知発送（受注者）
9 月	初旬	・令和7年度7月特定健診データ及びレセプトデータ提供（発注者→受注者）
	中旬	・第3回目受診勧奨通知対象者リストの作成・確定（発注者・受注者協議）
	下旬	・第3回目受診勧奨通知発送（受注者）

10 月	初旬	・ 令和 7 年度 8 月特定健診データ及びレセプトデータ提供（発注者→受注者）
	中旬	・ 第 4 回目受診勧奨通知対象者リストの作成・確定（発注者・受注者協議）
	下旬	・ 第 4 回目受診勧奨通知発送（受注者）
11 月	初旬	・ 令和 7 年度 9 月特定健診データ及びレセプトデータ提供（発注者→受注者）
	中旬	・ 第 5 回目受診勧奨通知対象者リストの作成・確定（発注者・受注者協議）
	下旬	・ 第 5 回目受診勧奨通知発送（受注者）
12 月	初旬	・ 令和 7 年度 10 月特定健診データ及びレセプトデータ提供（発注者→受注者）
	中旬	・ 第 6 回目受診勧奨通知対象者リストの作成・確定（発注者・受注者協議）
	下旬	・ 第 6 回目受診勧奨通知発送（受注者）
1 月	初旬	・ 令和 7 年度 11 月特定健診データ及びレセプトデータ提供（発注者→受注者）
	中旬	・ 第 7 回目受診勧奨通知対象者リストの作成・確定（発注者・受注者協議）
	下旬	・ 第 7 回目受診勧奨通知発送（受注者）
2 月	初旬	・ 令和 7 年度 12 月特定健診データ及びレセプトデータ提供（発注者→受注者）
	中旬	・ 第 8 回目受診勧奨通知対象者リストの作成・確定（発注者・受注者協議）
	下旬	・ 第 8 回目受診勧奨通知発送（受注者）
3 月	初旬	・ 令和 7 年度 1 月分特定健診データ及びレセプトデータ提供（発注者→受注者）
	中旬	・ 評価、実績報告

※文書での受診勧奨後、アンケート調査結果に基づく電話による保健指導等については随時実施。

4 委託予定件数

受診勧奨対象者の上限は以下のとおり予定する。

あくまで予定件数のため、件数の増減があった場合には、発注者の指示に従い指定された件数を実施すること。

- ①糖尿病・高血圧・脂質異常症未治療者受診勧奨通知 延 6 5 0 件
- ②糖尿病・高血圧・脂質異常症未治療者簡易保健指導（電話） 延 3 0 0 件

5 提供データ

（1）レセプトデータ

医科・調剤のレセ電コード情報ファイル CSV データで、厚生労働省の「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に規定するフォーマット仕様に則ったものとし、次のファイルを提供する。

- ・ 医科・・・「21_RECODEIFO_MED. CSV」
- ・ D P C・・・「22_RECODEIFO_MED. CSV」
- ・ 調剤・・・「24_RECODEIFO_MED. CSV」

（2）特定健診データ

- ・ 特定健診受診者 CSV ファイル・・・「FKAC131」
- ・ 特定健診結果等情報作成抽出（健診結果情報）ファイル・・・「FKAC163」
- ・ 特定健診結果等情報作成抽出（その他の結果情報）ファイル・・・「FKAC164」

（3）被保険者データ

原則として以下のデータ項目が含まれたファイル（CSV）を提供する。項目内容の詳細については、発注者と受注者で協議のうえ、決定する。

- ・ 氏名、氏名カナ、性別、生年月日（西暦）、保険者コード、記号、番号、資格取得

年月日、資格喪失年月日、郵便番号、住所、宛名番号、枝番

(4) 電話番号データ

- ・発注者作成の任意様式

(5) 外字フォントファイル

- ・「EUDC.tte」

早期介入保健指導

1 対象者

令和 7 年度末時点で、40 歳から 59 歳である久留米市国民健康保険被保険者のうち、令和 7 年度特定健診の結果において次の要件のすべてに該当する者とする。ただし、過年度に 75 g 経口ブドウ糖負荷試験を実施した者を除く。

- (1) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（厚生労働省令第 157 号）第 4 条に規定する特定保健指導の対象者に該当しないこと。
- (2) 糖尿病、高血圧症、脂質異常症においてはいずれも未治療の状況にあること
- (3) 境界型糖尿病域または正常高値血糖域（空腹時血糖値 100～125mg/dl または HbA1c5.6～6.4%）にあること。
- (4) 血糖値以外の項目が、受診勧奨値に該当しないこと。
- (5) 日本人であること。（日本人と外国人ではインスリン分泌が異なり、検査結果の判断が困難なため）

2 業務内容及び実施方法

- (1) 検査案内文書の作成
- (2) 発注者が確定した対象者への 75 g ブドウ糖負荷検査の検査案内および申込受付
- (3) 検査利用券等の交付
- (4) 検査申込がない者への電話による検査受検勧奨及び保健指導

受検勧奨及び保健指導については、通知書の送付後、保健師・看護師等専門職が行うものとし、通知送付の趣旨説明と医療機関受診の重要性を訴え、医療機関への適切な受診を促すものとする。

なお、対象者の電話番号は発注者より提供するものとし、対象者本人に電話が繋がるまで、曜日や時間を変えて 3 回を上限に架電すること。

- (5) 検査未受検者への電話による検査受検勧奨及び利用券再発行

利用券の送付対象者のうち、受検が確認できない者にたいして、電話による受検勧奨を行うこと。電話による受検勧奨は、保健師・看護師等専門職が行うものとし、通知送付の趣旨説明と医療機関受診の重要性を訴え、医療機関への適切な受診を促すものとする。

なお、対象者の電話番号は発注者より提供するものとし、対象者本人に電話が繋がるまで、曜日や時間を変えて 3 回を上限に架電すること。

- (6) 検査実施者に対する結果説明及び保健指導

検査を実施した日から、概ね 1 か月以内に行うものとする。

面談方法は、保健指導対象者の希望により対面、オンラインのいずれかの方法で実施するものとし、実施方法の詳細については、発注者と受注者で協議のうえ決定する。

なお、対面による面談場所は、発注者で確保するため、受注者は発注者と保健指導の実施スケジュール等を共有し、円滑な実施運営に努めること。

- (7) 電話等による保健指導実施後の生活状況の確認

保健指導実施後の生活状況確認は、保健師・看護師等専門職が行うものとする。

(8) 効果測定

受注者は、対象者の受検状況、保健指導実施状況について、効果測定を行うこと。

効果測定後の実績報告内容及び報告様式等については、発注者と受注者で協議のうえ、決定するものとする。

なお、本事業における評価指標及び業務評価については以下のとおりとするため、受注者においては、目標達成に向けて発注者と連携のうえ、業務実施に努めること。

ア) アウトプット

- ・業務勧奨実施率：100%（案内文書の送付数/対象者数）
- ・75 g OGTT 実施率：35%以上（75 g OGTT 受検者数/対象者数）
- ・面談実施率：88%以上（面談による保健指導実施数/75 g OGTT 受検者数）

イ) アウトカム

- ・行動変容ステージの変化（改善率）：65%以上

（保健指導実施者のうち、行動変容ステージが指導前と比較し、向上している者の割合）

3 業務スケジュール

以下の想定スケジュールを原則とし、詳細については発注者と受注者で協議のうえ、決定するものとする。

時期	内容
6 月	検査案内文書の作成
7 月～2 月	業務実施（毎月） ～15 日：市が対象者抽出・確定 ～月末：対象者への検査案内発送、検査申込受付 翌月末：市で収受した検査結果の結果提供 翌々月内：保健指導実施（※面談場所は発注者で確保）
3 月	評価・実績報告

4 委託予定件数

各業務対象者の上限は以下のとおり予定する。

あくまで予定件数のため、件数の増減があった場合には、発注者の指示に従い指定された件数を実施すること。

- ①検査案内送付 延250件
- ②電話による受検勧奨・保健指導 延200件
- ③保健指導 延100件
- ④保健指導実施後の電話等による生活状況確認 延100件